

特別養護老人ホーム知多 重要事項説明書
(愛知県指定事業所番号 第2374300537号)

特別養護老人ホーム知多はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

特別養護老人ホーム知多のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3」・「要介護4」・「要介護5」の認定をされた方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

目次

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退居いただく場合	13
7. 身元引受人等について	16
8. 緊急時の対応について	16
9. 非常災害対策	17
10. 事故発生時の対応	17
11. 身体拘束の禁止	17
12. 高齢者虐待の防止	17
13. 守秘義務に関する対策	17
14. 苦情の受付について	17
15. 提供するサービスの第三者評価の実施について	18
16. 個人情報の取り扱いについて	18
〈重要事項説明書付属文書〉	21

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 薫風会
- (2) 法人所在地 愛知県稲沢市六角堂東町一丁目3番地6
- (3) 電話番号 0587-23-7700
- (4) 代表名氏名 理事長 佐藤栄司
- (5) 設立年月日 昭和 62年 12月 7日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

指定介護老人福祉施設

(2) 施設の目的

特別養護老人ホーム知多は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム知多
- (4) 施設の所在地 愛知県知多市旭南5丁目31-1
- (5) 電話番号 0569-44-1811
- (6) 施設長氏名 岩田 学
- (7) 特別養護老人ホーム知多の運営方針

ご利用者様やご家族様の笑顔あふれるライフステージを提供するため“あたたかい心”と“おもてなしの精神”を持って心のケア・身体のケアをお手伝いします。

- (8) 開設年月日 平成20年4月1日
- (9) 利用定員 90人(ユニット型個室)

3. 居室の概要

特別養護老人ホーム知多では以下の居室・設備をご用意しています

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	90室	各ユニット10人
共同生活室	9室	各ユニット1室
洗面設備	90箇所	各居室に完備
便所	30箇所	各ユニット3カ所
浴室	11室	各ユニット1室及び特殊浴槽を備えた浴室2室
医務室	1室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

<居室の変更>

- (1) ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
 - (2) 感染症等により居室変更の必要があると医師が判断した者（入居期間が 30 日以内に限る）
 - (3) 著しい精神状態等により、他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、居室変更の必要があると医師が判断した者
- 上記に該当する場合は、ご家族との協議の上実施するものといたします。

4. 職員の配置状況

特別養護老人ホーム知多では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

令和 7 年 4 月現在

職 種	常勤換算 ^{※1}	指定基準 ^{※2}
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名
2. 医師	0.1名(嘱託医)	1 名(非常勤可)
3. 介護職員	47,9名	31名以上
4. 看護職員	5.0名	3名以上
5. 機能訓練指導員	1 名	1 名(兼務可)
6. 生活相談員	1.2名	1 名以上
7. 介護支援専門員	1名(介護職員兼務)	1 名(兼務可)
8. 管理栄養士	1 名	1 名以上

※1 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数

※2 指定基準：利用定員 100 名（併設する短期入居生活介護 10 名含む）
 に対しての必要配置人数

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師（内科）	毎週水曜日 1時間30分(13:30～15:00)
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 早番： 7：00～16：00 日勤： 8：45～17：45 遅番：12：00～21：00 夜間：21：00～翌7：00

} 10名以上
} 5名以上

3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8：45～17：45 1名以上
4. 機能訓練指導員	毎週月～金曜日

5. 提供するサービスと利用料金

特別養護老人ホーム知多が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1)介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食 事

・特別養護老人ホーム知多では、管理栄養士等の立てる献立により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間及び料金)	朝 食： 7：30～ 9：30	335円
	昼 食：12：00～14：00	607円
	夕 食：18：00～20：00	503円
	合計	1,445円

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽又はシャワー浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

- ・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

⑦看護体制について

- ・医療との連携体制
- ・重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関を定めるとともに、日常的に必要な医師や医療機関との連携体制を確保します。

⑧看取り介護について

- ・看取り介護は入居者が医師の判断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期の場所及び治療等について本人の意思、ならびに家族の意向を最大限に尊重して行います。看取り介護を希望される入居者、家族の支援を最後の時点まで継続することが基本であり、それを完遂する責任が施設及び、その職員にはあります。又、看取り介護実施中にやむを得ず病院や在宅等に搬送する入居者においても、搬送先の病院等への引継ぎ、継続的な入居者、家族への支援を行います。
- ・看取り介護を実施する特別養護老人ホームは以下の条件を満たしているとともに、施設における看取り介護に関する理念、及び理念に基づく質の高いサービスを行います。
- ・入居者は人道的且つ安らかな終末を迎える権利を保持しているので、看取り介護実施特別養護老人ホームは可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるよう全人的ケアを提供するために以下の体制を整備します。
- ・看取り介護を実施する特別養護老人ホームは医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示により管理者を中心に多職種協働体制のもとで入居者及び家族の尊厳を支える看取りに努めます。

(看取り体制)

- ・自己決定と尊厳を守る看取り介護
- ・特別養護老人ホームにおける看取り介護の基本理念を明確にし、本人または家族に対し生前意思（リビングウィル）の確認を行います。
- ・特別養護老人ホームの看取り介護においては、医師による診断（医学的に回復の見込みがないと判断したとき）がなされたときが、看取り介護の開始となります。
- ・看取り介護実施にあたり、本人または家族に対し、医師または協力病院から十分な説明が行われ、本人または家族の同意を得ます。（インフォームドコンセント）
- ・看取り介護においてはそのケアに携わる管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護師、栄養士、介護職員等従事する者が協働し、看取り介護に関する計画書を作成し、原則として週1回以上、本人家族への説明を

行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。尚、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更します。

〈サービスの利用料金〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

また、厚生労働省が定める告示等により、級地区分は7級地であるため地域単価は[1単位×10.14円]となります。

【利用者負担額算出方法】

地域単価 10.14×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合∴(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※介護職員処遇改善加算の利用者負担額の計算も上記と同様です。

※実際の利用者負担額の算出は1ヶ月のサービス合計単位数により計算することもあります。その場合、1回ずつの計算とは端数処理で差異が発生する場合があります。

∴負担割合は1割負担の場合:0.9 ・2割負担の場合:0.8 ・3割負担の場合:0.7となります。

〈基本施設サービス費(ユニット型個室)〉

※R6.4改正

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	670単位/日	680円	1,359円	2,039円
要介護2	740単位/日	750円	1,501円	2,251円
要介護3	815単位/日	826円	1,653円	2,479円
要介護4	886単位/日	898円	1,797円	2,695円
要介護5	955単位/日	968円	1,937円	2,905円

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、次頁加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10.14円(7級地区分)]

加算名	単位数	利用料金 (×10.14円)	自己負担額		
			1割	2割	3割
日常生活継続支援加算	46単位/日	466円	47円	93円	140円
看護体制加算	(Ⅰ)	4単位/日	40円	4円	12円
	(Ⅱ)	8単位/日	81円	8円	24円
夜勤職員配置加算	(Ⅱ)	18単位/日	183円	19円	57円
	(Ⅳ)	21単位/日	213円	21円	63円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12単位/日	121円	12円	24円	36円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20単位/月	202円	20円	41円	61円
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	1,216円	122円	244円	365円
精神科医療養指導加算	5単位/日	50円	5円	10円	15円
外泊時費用	246単位/日	2,494円	250円	499円	749円
外泊時在宅サービス利用費用	560単位/日	5,678円	568円	1,136円	1,704円
初期加算	30単位/日	304円	31円	61円	92円
退居前訪問相談援助加算	460単位/日	4,664円	467円	933円	1,400円
退居後訪問相談援助加算	460単位/日	4,664円	467円	933円	1,400円
退居時相談援助加算	400単位/日	4,056円	406円	812円	1,217円
退居前連携加算	500単位/日	5,070円	507円	1,014円	1,521円
経口移行加算	28単位/日	283円	29円	57円	85円
経口維持加算 (Ⅰ)	400単位/月	4,056円	406円	812円	1,217円
経口維持加算 (Ⅱ)	100単位/月	1,014円	102円	203円	305円
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90単位/月	912円	92円	183円	274円
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110単位/月	1,115円	112円	223円	335円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	730円	73円	146円	219円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	1,460円	146円	292円	438円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日前日及び前々日	680単位/日	6,895円	690円	1,379円	2,069円

看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日	1,280単位/日	12,979円	1,298円	2,596円	3,894円
在宅復帰支援機能加算	10単位/日	101円	11円	21円	31円
在宅・入居相互利用加算	40単位/日	405円	41円	81円	122円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	2,028円	203円	406円	609円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単位/月	30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位/月	131円	14円	27円	40円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位/月	405円	41円	81円	122円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位/月	507円	51円	102円	153円
安全対策体制加算（初日のみ）	20単位/日	202円	21円	41円	61円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	220円	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位/日	180円	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位/日	60円	6円	12円	18円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	100円	10円	20円	30円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50単位/月	500円	50円	100円	150円
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5単位/月	50円	5円	10円	15円
身体拘束廃止未実施減算	10%/日減算				
栄養マネジメント未実施減算	5単位/日減算				
安全管理体制未実施減算	14単位/日減算				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	13.6%				

①日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入居して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

②看護体制加算

ア. 看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師の配置

イ. 看護体制加算（Ⅱ） 基準を上回る看護職員の配置

③夜間職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

④個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑤若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑥精神科医療養指導加算

認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合

⑦外泊時費用 ※1月につき6日を限度に算定／⑧外泊時在宅サービス利用

費用

病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。また居宅に外泊した場合において、施設が提供する在宅サービスを利用した場合

⑧初期加算

入居に伴い様々な支援が必要なことから入居後 30 日に限り加算

⑨退居前訪問相談援助加算

入居者が退居し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合

⑩退居時後訪問相談援助加算

入居者の退居後 30 日以内に当該入居者の居宅を訪問し、当該入居者及びその家族等に対して相談援助を行った場合

⑪退居時相談援助加算

入居期間が 1 月を超える入居者が退居し、その居宅にて居宅系サービスを利用する場合において、相談援助等を行った場合

⑫退居前連携加算

入居期間が 1 月を超える入居者が退居し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、退居に先立って情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合

⑬経口移行加算

経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合

⑭経口維持加算

誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成及び特別な管理を行う場合

⑮口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入居者に対し、口腔ケアを行った場合

⑯看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入居者について、看取り介護を行った場合

⑰在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合

⑱在宅・入居相互利用加算

入居期間終了に当たって、在宅での生活継続の支援に取り組んだ場合

⑲認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症等のため、在宅での生活が困難であり、緊急に入居することが適当であると判断した者を受け入れた場合

⑳褥瘡マネジメント加算

褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合

②①科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合

②②サービス提供体制強化加算

介護士福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

②③生産性向上推進体制加算

介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

②④協力医療機関連携加算

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関※との連携体制の構築をした場合

(Ⅰ)協力医療機関の要件ア～ウを満たす場合

(Ⅱ)それ以外の場合

※協力医療機関の要件

ア 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う帯背を常時確保していること

イ 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること

ウ 入居者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所

者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

②⑤介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(日 額)

対象者	区 利 用 分 者 担 負	居住費			食費	
		多床室	従 来 型 室 個	ユ ニ ッ ト 室 個		
生活保護受給のかた						
世帯全員が	市町村民税非課税 の老齢福祉年金受 給のかた	段階 1	0円	320円	880円	300円
	市町村民税非課税 かつ本人年金収入 等80.9万円以下の 方	段階 2	370円	420円	880円	390円
	非課税かつ本人年 金収入等が80.9万 円超120万円以下	段階 3 ①	370円	820円	1,370円	650円
	非課税かつ本人年 金収入等が120万 円超	段階 3 ②	370円	820円	1,370円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人 が市町村民税課税		段階 4	855円	1,171円	2,066円	1,445円

(2)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条関係）

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（サービスの概要とご利用料金）

①居住費

ご契約者の室料と光熱水費にかかる費用です。

②食費

当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の意思を尊重し、また、心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し共同生活室で摂ることを支援します。但し、ご契約者の意思に反し摂取場所を限定するものではありません。

（食事時間） 朝食 7:30～9:30 昼食 12:00～14:00

夕食 18:00～20:00

③特別な食事

季節感を味わっていただくため毎月特別な食事を提供します。

○食事代 1,005円

④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していた

だくことができます

○ご利用料金 材料代等の実費をご負担いただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※個人でご利用される電気製品につき、

冷蔵庫等 500 円/月

テレビ、エアーマット、電気毛布、加湿器等 300 円/月

⑥理容

理美容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

○ご利用料金 実費

⑦インフルエンザ予防対策

利用者及びご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

○ご利用料金 実費

⑧ご利用者の移送に係る費用及び距離

ご利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。ただし、協力病院以外に通院や入院時には、付き添いをお願いします。

○対象地域 知多市、常滑市、東海市 無料

⑨契約書第18条に定める所定の料金

ご利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日当たりご利用料金の50%）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3)ご利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の指定日にご指定の口座より引き落とし致します。（1ヶ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

万が一引き落としができなかった場合には、現金で施設にお持ちいただくか、施設口座にお振込み頂きます。

(4)利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記協力医療機関において診療・入院治療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関(内科)

医療機関の名称	医療法人清樹会 サザンクリニックコーストサテライト
所在地	愛知県知多市大草字大瀬117-3
診療科	内科

②協力医療機関(精神科)

医療機関の名称	メンタルクリニック ナイアちた
所在地	愛知県知多市新知西町9-9
診療科	心療内科

③協力医療機関(歯科)

医療機関の名称	小西歯科医院
所在地	愛知県知多市にしの台4-13-10
診療科	歯科

④協力医療機関(内科)

医療機関の名称	医療法人清樹会 知多サザンクリニック
所在地	愛知県知多市南粕谷新海1-115
診療科	内科

⑤協力医療機関(総合)

医療機関の名称	西知多総合病院
所在地	愛知県東海市中ノ池3-1-1
診療科	総合

⑥協力医療機関(総合)

医療機関の名称	知多半島りんくう病院
所在地	愛知県常滑市飛鳥台3-3-3
診療科	総合

6. 施設を退居いただく場合

特別養護老人ホーム知多との契約では、契約が終了する期日は特に定めませんが、以下のような事由があった場合には、特別養護老人ホーム知多との

契約は終了し、ご利用者に退居していただくこととなります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②特別養護老人ホーム知多が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④特別養護老人ホーム知多が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退居の申し出があった場合
- ⑥特別養護老人ホーム知多から退居の申し出を行った場合

(1) ご利用者からの退居の申し出（契約書第 17、18 条）（中途解約・契約解除）
契約の有効期間であっても、ご利用者から特別養護老人ホーム知多からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、特別養護老人ホーム知多を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②特別養護老人ホーム知多の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④特別養護老人ホーム知多もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤特別養護老人ホーム知多もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥特別養護老人ホーム知多もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、特別養護老人ホーム知多が適切な対応をとらない場合

(2) 特別養護老人ホーム知多からの申し出により退居していただく場合（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、特別養護老人ホーム知多から退居いただく場合があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者又は契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者に対して下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント及びこれに類するハラスメント）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず、ハラスメント行為が改まらない場合

記

身体的ハラスメントの例 蹴る、たたく、つねる、手を引っかく、物を投げつける等

精神的ハラスメントの例 大声で威嚇する、怒鳴る、契約外のサービスを強要する等

セクシャルハラスメントの例 必要なく手、腕、体を触る、性的な言葉を投げかける

- ④ご契約者又は契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・信用等を傷つけ、又は重大なハラスメント行為を行い、もしくは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ご利用者が連続して90日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合（契約書第21条参照）
- ⑥ご利用者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

特別養護老人ホーム知多ご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、7日間以内(複数の月に^{またが}跨る場合は12日以内)の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。但し、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

7日間以上入院し、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び当施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に当施設の受入準備が整っていない場合には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、特別養護老人ホーム知多に再び優先的に入居することはできません。

※〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、居住費につきまして、外泊時費用加算対象日以外は実費(2,066円)より基本光熱

水費を差し引いた額をお支払いいただきます。また、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただき、実際に利用した場合には費用負担は発生しません。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第 20 条参照）

ご利用者が特別養護老人ホーム知多を退居する場合には、利用者の希望により特別養護老人ホーム知多はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7 身元引受人等について

(1) 特別養護老人ホーム知多では、契約締結にあたり身元引受人の設定をお願いしています。

(2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

(3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。

イ) 利用契約が終了した後、特別養護老人ホーム知多に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担

ロ) 民法 458 条の 2 に定める連帯保証人

(4) 前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ) 連帯保証人は、利用者と共に連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

ロ) 前項の連帯保証人の負担は、極度額 1,000,000 円を限度とします。

ハ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

ニ) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

9・非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供時により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由については記録します。

12. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入所者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

13. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

14. 苦情の受付について

(1) 特別養護老人ホーム知多における苦情の受付

特別養護老人ホーム知多における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔生活相談員〕井出真理子　〔介護支援専門員〕高木 和代

○受付時間　　毎週月曜日～金曜日　8：45～17：45

（電話番号） 0569-44-1811

(2) その他苦情受付機関

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係

- 所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館
- 受付時間 9:00～17:00
- 電話番号 052-971-4165

尾張福祉相談センター

- 所在地 名古屋市中区三の丸二丁目6番1号愛知県三の丸庁舎7階
- 受付時間 9:00～17:00
- 電話番号 052-961-7211

愛知県社会福祉協議会運営化適正委員会

- 受付時間 9:00～17:00
- 電話番号 052-202-0167

知多北部広域連合

- 所在地 東海市荒尾町西廻間2番地の1
- 受付時間 8:30～17:00
- 電話番号 052-689-2263

知多市福祉部長寿課

- 所在地 知多市緑町1番地
- 受付時間 8:30～17:15
- 電話番号 0562-36-2652

常滑市福祉部高齢介護課

- 所在地 常滑市飛香台3丁目3-5
- 受付時間 8:30～17:15
- 電話番号 0569-47-6133

東海市市民福祉部高齢者支援課

- 所在地 東海市荒尾町西廻間2番地の1
- 受付時間 8:30～17:15
- 電話番号 052-689-1600

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について
実施なし

16. 個人情報の取り扱いについて（契約書第10条参照）

当施設では、ご利用者様及びご家族様の個人情報を、「個人情報保護方針」に則り次のように適正に取り扱います。

1) 個人情報の利用目的

(1) 介護等の利用目的及び（提供先）

- ①入居の可否の検討及び利用契約のため
- ②介護方法の計画を立てるため(介護・医療・居宅介護支援の関係者)
- ③介護計画に基づく介護サービス実施のため
- ④識別表示をし、個別ケア実施及び介護事故防止をするため
- ⑤第三者の評価・意見を求めるため(ほかの介護関係事業所・行政機関・医療機関)

(2)介護以外の利用目的及び(提供先)

- ①利用料請求のため(審査支払機関)
- ②関係行政機関の要請による照会・届出・申請・調査・実地指導のため(関係行政機関等)
- ③外部審査を受けるため(認定審査機関等)
- ④事故報告のため(施設内委員会・市区町村等)
- ⑤保険会社からの照会に応じるため(生命保険会社・損害保険会社)
- ⑥利用者名簿作成のため
- ⑦薫風会だよりの掲載のため
- ⑧作品物の施設内掲示のため
- ⑨実習生の教育のため

2) 個人情報の安全管理

当施設は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を予防するため、合理的な安全対策を講じるとともに、必要な是正処置を講じます。

3) 外部委託

当施設では、業務の一部を委託し、業務委託先に対して、必要な範囲で個人情報を預託することがあります。この場合、当法人は内部規定に従い十分な個人情報の保護水準にある事業者を選定し、これらの業務委託先との間で機密保持、個人情報の取扱いに関する契約書、覚書などの締結を始め、適切な監督を行います。

4) 権利

ご利用者様、ご家族様は、ご自身の個人情報の利用・提供について制限を求めることが出来ます。また、ご自身の個人情報について訂正・追加・削除及び利用・提供の停止を求めることが出来ます。ただし、関係法令に基づき保有あるいは義務履行している情報について削除または利用・提供停止に応じられない場合があります。

5) 開示等の方法

開示請求、苦情・訂正・利用停止等のお申し出は、ご本人またはご家族代表の方のみに限定させていただきます。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム知多

説明者 職種： _____ 氏名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者（ご入居者）

住 所

氏 名 印

身元引受人（ご家族様代表）

住 所

氏 名 印

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建て
- (2) 建物の延べ床面積 5808.99 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています

〔短期入居生活介護(特別養護老人ホーム知多指定短期入所生活介護)〕

平成20年4月1日指定 愛知県第2374300511号 定員10名

〔通所介護(デイサービスセンター知多)〕

平成20年4月1日指定 愛知県第2374300503号 定員20名

〔居宅介護支援事業(指定居宅介護支援事業所知多)〕

平成20年4月1日指定 愛知県第2374300529号

(4) 施設の周辺環境

- 1. 自然と民家に囲まれ地区に位置しており夜は静かに過ごしていただけます。隣には幼稚園があり日中は子供たちの元気な声が聞こえてきます。
- 2. 近隣に協力病院があり、その他専門医の往診も受けられ、きめ細かな健康管理をしています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

○ 介護職員

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名以上の看護・介護職員を配置しています。

○ 生活相談員

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。
1名以上の生活相談員を配置しています。

○ 看護職員

主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

○ 機能訓練指導員

ご利用者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

○ 管理栄養士

ご利用者の栄養管理を担当します。

1名の管理栄養士を配置しています。

○ 介護支援専門員

ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

○ 医師

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の嘱託医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第2条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して 書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における特別養護老人ホーム知多の義務（契約書第9条参照）

特別養護老人ホーム知多は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
またその他申請等ご利用者のご希望により代行援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご契約者またご利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦特別養護老人ホーム知多及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退居のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

5. 施設利用の留意事項

特別養護老人ホーム知多のご利用にあたって、特別養護老人ホーム知多をご利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。

はさみ、針、ナイフ、人に危害を加える恐れのあるもの等

(2) 面 会

面会時間 10:00～16:00

※時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※なお、来訪される場合、お餅等のどに詰まりやすい食べ物や生ものの持ち込みもご遠慮ください。

※感染症等の理由により、面会については窓越しやテレビ会議システム等を用いることにより代える場合や実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊（契約書第 25 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月 7 日間といたします。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合に 5.（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意（契約書第 11、12 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○特別養護老人ホーム知多の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫 煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 13 条参照）

特別養護老人ホーム知多において特別養護老人ホーム知多の責任によりご利用者に生じた損害については、特別養護老人ホーム知多は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、特別養護老人ホーム知多の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応

○特別養護老人ホーム知多は、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により 事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○特別養護老人ホーム知多は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

附 則

この重要事項説明書は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 21 年 8 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 21 年 12 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 22 年 1 月 6 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 23 年 3 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 23 年 6 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 23 年 11 月 5 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 24 年 5 月 22 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 25 年 1 月 9 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 27 年 1 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和元年 10 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。